

住まいに関するご相談をお受けしています

相談専用電話：06-6242-1177

（住まい情報センターの開館時間等につきましては、本誌10ページをご参照ください。）

平日・土曜 9:00～19:00 日曜・祝日 10:00～17:00

住まいの一般相談(随時)

住まいの購入や賃貸借、分譲マンション管理、および大阪市を中心とした公的な住宅施策などに関する質問に対して、相談員が面接または電話で対応します。英語、中国語、韓国・朝鮮語のご相談にも対応します(外国語対応は午前10時から午後5時まで)。

住まいの専門家相談(予約制)

住まいに関して、専門的な内容については、下記の専門家相談を設けています。お申し込みの際は、相談員が一般相談で内容をうかがってから予約します。日程が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

相談日時	内容	相談資格者
資金計画相談 隔週土曜日 [10:30～12:00]	住宅取得やローン返済のための資金計画などのファイナンシャルプランナーによる相談	大阪市内にお住まいか、お勤めの方
建築・リフォーム相談 隔週土曜日 [10:00～13:00]	住まいの新築や建替え、リフォームの計画・設計内容に関するアドバイス、工事施工上の問題・建築関係法令など、住まいに関する建築士による建築技術上の相談	
法律相談 おおむね毎週土曜日 [10:00～13:30]	土地・建物・借地・借家・相続など、住まいに関する弁護士による法律上の相談	
分譲マンション相談 おおむね月1回日曜日	管理組合運営・管理規約など分譲マンションに関する弁護士による法律相談	

連携機関による定期相談

大阪府建築士会による建築相談...毎週日曜日 午後1時～4時(受付は12時半～)
大阪府宅建協会による不動産取引相談...第1・第3月曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時(12時～1時休憩)
近畿税理士会による税務相談...毎週土曜日(ただし、2・3月を除く) 午後1時～4時(相談専用電話で事前予約受付)

住まい・大阪に関するセミナーやイベントを開催しています

住まいづくりの基礎知識、住生活を豊かにする工夫、大阪の住まいの歴史などさまざまなテーマでセミナーやイベントを行っています。スケジュールや申し込み方法は本誌10ページをご参照ください。

住まいのライブラリーがあります

「住まい」と「大阪」に関する図書を集めたライブラリーがあります。図書は、貸し出しも行っています。



大阪くらしの今昔館があります

大阪の住まいや人々のくらしの歴史をビジュアルでわかりやすく再現しています。また、楽しい催し物も盛りだくさん。詳しくは本誌9ページをご参照ください。

大阪市での住まい探いをサポートします

大阪市内の公的住宅のほかUR都市機構の賃貸住宅や大阪府宅建協会の民間住宅の情報を提供しています。

ホール・研修室・企画展示室の貸し出しをしています



住まいに関するさまざまな催しを開催している住まい情報センターのホールや研修室、そして大阪くらしの今昔館企画展示室。市民の方々にも広くご利用いただけます。

お問い合わせ・ご予約
ホール・研修室 大阪市立住まい情報センター TEL 06-6242-1160
企画展示室 大阪くらしの今昔館 TEL 06-6242-1170

大阪市サービスカウンター 住宅案内コーナー もご利用ください

市内3カ所にある大阪市サービスカウンターで広報誌「あんじゅ」をはじめ、住宅関連パンフレットの配布等を行っています。戸籍謄抄本、住民票の写しなどの証明書の発行も行っております。詳しくは下記連絡先にお問い合わせ下さい。

<p>ディアモール大阪B1F</p> <p>TEL 06-6345-0874 FAX 06-6345-0873</p>	<p>地下鉄難波駅構内B1F</p> <p>TEL 06-6211-0874 FAX 06-6211-0869</p>	<p>あべちかB1F</p> <p>TEL 06-6773-0874 FAX 06-6773-6600</p>
---	---	---

営業時間：平日 / 午前9時～午後7時 土・日・祝日 / 午前10時～午後7時

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。

一般社団法人 マンション問題解決・管理支援センター 相談会のご案内

相談会のご利用は無料です。お気軽にご相談ください。

日程 毎月第2土曜日午後・第4金曜日夕方(予約制)

場所 大阪府社会福祉会館 地下鉄『谷町6丁目』駅④出口から南へ徒歩5分
ご予約・お問合せ メール：mail@agoras.or.jp Tel：06-6763-2155
ホームページ：http://agoras.or.jp
詳しくはホームページをご覧ください。

Agoras

住まいの
定例相談会



「あんじゅ」は「安心して快適な住生活をいとなむ」ための情報誌です。また、フランス語で「Angel」は「天使」という意味。よりよい暮らしを運んでくれる幸せの象徴をイメージしています。

volume
41
2010年 冬号

特集
人と共生する暮らし

大阪くらしの今昔館NEWS

町家のしつらい・風呂屋浴槽内の熱源は?-

住むまち大阪STYLE

浪花の気骨と人情が息づく
近松門左衛門の世界

住まいの基礎知識

3回連続企画 住まいの危ない!を防ぐ
第3回 「家庭内の事故防止」

大阪市住まいのガイド

借りる・買う・建てる・建て替える
各種住宅施策のご案内

人と住まいを結ぶ情報発信基地
大阪市立 住まい情報センター

今月の表紙
文楽人形による振る舞い酒は、多くの来場者が新春の味を堪能する恒例の行事です。

あんじゅ Vol.41 2010年冬号 平成22年1月1日発行 発行 大阪市都市整備局企画部住宅政策担当 ☎0662089224 〒53008201 大阪府北区中之島1丁目3-20 編集 大阪市住まい公社 ☎0662421160 〒5300041 大阪府北区天神橋6丁目4-20

ペットと 共生する 暮らし



少子高齢化が進む中で、人とペットとの関係や、ペットとの暮らし方にも変化が起きています。最近では「ペット飼育可能」な集合住宅も増え、社会全体がペットとの共生に向かいつつある一方で、ペットをめぐるトラブルや心ない飼い主による事件・事故もなくなりません。どうすれば人とペットが快適に暮らしていけるか考えてみました。

情操教育や高齢者の癒しに役立つペット



まず、ペットの飼育は私たちにどんな影響を与えるのでしょうか。2003年に内閣府がまとめた「動物愛護に関する世論調査」によると、ペットを飼っている人の60.5%は「家族が動物好きだから」飼育しています。これらの人は、ペット飼育がよいと考える理由として「生活に潤いや安らぎが生まれる」(54.6%)、「家庭がなごやかになる」(45.2%)、「子どもたちが心豊かに育つ」(41.2%)、「防犯や留守番に役立つ」(30.2%)、「育てることが楽しい」(27.2%)などを挙げています。社会の高齢化を反映して「お年寄りの慰めになる」(19.3%)といった理由も増えています(複数回答)。

人と動物が暮らす歴史は長いものですが、現代では、家庭で飼われている動物が家業や運搬を手伝ったり、牛乳や卵など食品を供給したりするケースはまれになりました。かつては「番犬」として、玄関先や庭など家の外で飼われていた犬も、今では愛が動物、家族の一員として扱われ、室内で飼われることが増えてきました。

小型化と長寿化が最近のペットの傾向



前出の世論調査によると、飼っているペットは「犬」62.4%、「猫」29.2%、「魚類」11.7%が上位を占めます(複数回答)。

どんなペットが好まれるかは、時代のトレンドや住環境を反映しています。犬を例にとると、室内で飼われるケースが増えるとともに大型犬が減り、小型犬が増えてきました。(株)ジャパンケネルクラブの調べによると、2008年に飼育されている犬種はブードル、チワワ、ダックス・フンドが上位3位を占め、上位10位のほとんどが小型犬です(表参照)。

また人だけでなく、ペットの平均寿命も延びてきました。1991年の調査で平均寿命8.6歳だった犬は、その後の10年で3歳も寿命が延びました(「Dog Owners Handbook」より)。(社)日本獣医師会の職域理事で、大阪獣医師会副会長を務める細井戸大成さんは、「比較的平均寿命が短い大型犬でも10年~15年、小・中型犬や勝手に外へは出て行かないで室内飼育されている猫では20年前後の長い間、人と一緒に暮らすようになっていきます」と話します。

最近の人気犬種

(社)ジャパンケネルクラブによる犬種別登録頭数(2008年)より上位10位を抽出



1	ブードル
2	チワワ
3	ダックス・フンド
4	ボメラニアン
5	ヨークシャー・テリア
6	パピヨン
7	シー・ズー
8	フレンチ・ブルドッグ
9	柴
10	ミニチュア・シュナイザー

ペットの病気や介護飼育放棄も社会問題に



高齢化にともない、ペットの病気も多様化しています。人と異なり、ペットのための医療保険や法律体系がまだ十分ではない中で、最期まで面倒を見ようとする飼い主には、物理的・精神的・経済的に大きな負担がかかることもあります。家族同然に接してきたペットがなくなった時に精神的ダメージを受けて、「ペットロス」に陥ることを避けようと、複数のペットを飼う暮らしを選択する人もいます。

一方、すべての人がペットにやさしい飼い主とは限りませ

ん。前出の世論調査でも、ペット飼育の問題点(複数回答)として、「捨てられる犬や猫が多い」(61.0%)、「最後まで飼わずに保健所などに引き取ってもらう人がいる」(30.8%)、「他人のペットの飼育により迷惑がかかる」(29.7%)、「ペットの習性などを知らないで飼っている人がいる」(27.2%)などが挙げられています。特に、「捨てられる犬や猫が多い」と「ペットの習性などを知らない」という回答は前回の世論調査より増えています。

ペットがどう生き、どう暮らしていくか、どんな問題を抱えているかも、時代を反映して変化しているのです。



マンションでの飼育はルールを守って

わが国で、家庭で飼われているペットはどのくらいいるのでしょうか。「ペットの数が全体で増えていること、犬が小型化していること、特に猫が増加していることなどは、傾向として明らかなのですが、それぞれの数ははっきりしません。犬が1200万頭くらい、猫が1300万頭くらいと推定されていますが...」と細井戸獣医師は話します。厚生労働省に登録された犬の頭数は2008年度で約680万頭ですから、半数近い犬は登録をしていないと考えられます。

ペットが増えているのは、単身世帯が増えたり、少子高齢化が進んでいることとも関係があると思われそうですが、1997年に建設省(当時)が「中高層共同住宅標準管理規約」を改正して以来、規約を守ればペットを飼育してもいいというマンションが増えてきた影響もあります。最近の新築マンションや賃貸住宅の中には、「ペット飼育可能」をうたい、犬の足洗い場など便利な設備を整えているところも増えつつあります。

飼育可能なマンションでは一般的に、頭数や大きさ、飼育方法などについて一定のルールが設けられています。例えば「エレベーターに乗せる時には飼い主が抱き上げる」など、ペットを好まない住民にも配慮するよう決められています。

ペットの足を洗う設備があったら、散歩から戻ったら足を洗ってからエントランスや共有スペースへ入るようにした方がいいでしょうし、排泄物も決められた方法できちんと処理しなければなりません。バルコニーや廊下は共用スペースなので、ここでペットのシャンプーやブラッシング、トイレを置くことなどを禁止している場合があります。マンションという共同生活だからこそ、ペットについてもルールやマナーを守る姿勢が問われます。

一方、ペット飼育を禁じているマンションでも、こっそり飼育しているケースは少なくありません。家の中で飼っていればわからないだろうと勝手に思っている、臭いや鳴き声などが漏れ、トラブルになることもあります。ペットをめぐるトラブルは、ルールやマナーを守らない飼い主が原因なので、「うちのペットのどこが悪いの」という反論的を射ていません。入居時に禁止になっていれば、そもそもそのマンションではペットは飼えないのです。

一戸建てではペット飼育の制限はありませんが、鳴き声や排泄物の点で周囲に迷惑をかけないような姿勢は必要です。



大切なペットを 事故や病気から守るために

「犬をリードでつないでいるのはかわいそうだから公園の中でぐらい放してもいい」「猫が狭い家にずっといるのはかわいそうだから、外を自由に散歩してきたい」と考えるのは飼い主の勝手な考えです。「猫を外へ出せば、病気や事故にあう確率は上がり、結局、猫の健康や寿命を阻害することになる」と細井戸獣医師は話します。散歩させる時は必ずリードを放さないことや、猫を室内で飼育するのは、他の人に迷惑をかけないだけでなく、ペット自身の安全を守るためでもあるのです。

ペットは家族の一員だと思っているのなら、病気を防ぐための予防接種などを行い、事故の多い外部との接触に配慮すること、社会全体から理解されるような飼育をすること、所有者を明示する首輪や名札をつけるなどの工夫が必要です。地震や浸水など万一の災害に備えて、迷子にならない個体識別の札をつけ、飼い主と一緒に避難できるように、同行避難できるためのバッグ、ペット用の非常時持ち出し袋も用意しておくようにしましょう。



ペットを通じた良好な コミュニティづくりのために

最近、ペット飼育が可能なマンションでは、飼い主たちがペットクラブを運営する例も見られます。こうしたクラブの主な目的は、飼い主同士のコミュニケーションと、しつけ教室を開催するなどマナーの向上を図ることです。このような活動は、ペットを飼育していない人も含めて良好なコミュニティづくりに役立ち、マンションの質を高めることにも寄与します。

2007年8月、「家庭動物との適切な暮らし方や、その背景となる動物の行動・生態・文化・健康について正しい知識を広める事業を行い、人と動物が共生する調和のとれた社会づくりに寄与すること」を目的に、学者や獣医師らがNPO法人動物愛護社会化推進協会を設立しました。同協会は、家庭動物の飼い主と家庭動物に関心のある人々に対して、家庭動物の「飼い主検定」事業や講演会、出版、優良飼い主の表彰などを通じて、理想的な人と動物の共生社会の実現を目指していこうとしています。

ペットを飼い始めても、しつけができていない、周囲に迷惑をかけた、育てきれずに捨ててしまった...では元も子もありません。最初に、「最期まで面倒を見る」心構えがあるかを考え、飼育を始めたなら家族全員で力を合わせましょう。また、「自分たちがかわいがっているからいい」というレベルで留まるのではなく、どうしたら社会全体の中でペットが安心して暮らせるか、ペットを通じて良好なコミュニティができるか、本・雑誌や講演会、セミナーなどを通じて考えたり、ペットクラブなどで活動してみるのも、ペットとの共生社会を実現するために役立つのではないのでしょうか。

近松平安翁像 (『難波土産』国立文楽劇場蔵)

浪花の気骨と人情が息づく 近松門左衛門の世界

江戸時代、商人が栄えて多様な町人文化が開花した大阪。その市井の人々を描いて昔も今も絶大な支持を集めるのが近松門左衛門です。300年も前に書かれた作品の数々は、不朽の名作として、文楽をはじめ歌舞伎などでもたびたび上演され人気を博しています。大阪を舞台に大阪の人々を描いた近松の世界。ふれれば、さまざまな再発見をもたらすことでしょう。

豊竹咲大夫さんに聞く、近松の世界 市井の人の実感と人間の普遍性を描いた文の力

「日本のシェイクスピア」と呼ばれる近松門左衛門(承応2年・1653～享保9年・1724)は、初代坂田藤十郎のために歌舞伎狂言を書いた戯作者としても知られますが、膨大な数の浄瑠璃を手がけ、50代初めに書いた「曾根崎心中」が大当たりし、世話物(世話とは世間話の意)の最初ともなりました。やがて京都から大阪に移って竹本義太夫と手を組み、竹本座の座付作者として浄瑠璃の名作の数々を生んだのです。



豊竹咲大夫さん

人形浄瑠璃の太夫・豊竹咲大夫さんは、芸歴56年。切場語り、重要な場を語る大夫に与えられる最高の資格として活躍され、平成21年の錦秋公演では「心中天網島」、初ロシア公演でも「曾根崎心中」と、近松作品を語る機会も多い咲大夫さん。父である八世竹本綱大夫さんは戦後、「心中天網島」などいろんな近松ものを復活させ、「女殺油地獄」は作曲も手がけるなど、近松ものを得意にしてこられました。「その影響でDNAといいますが、僕も近松ものが好きですが、とにかく近松はすごい。その一言」と言います。稽古をしていても「常に新発見がある」のだとか。



「心中天網島」道行名残りの橋づくし (平成21年 錦秋文楽公演より)

情と義理を浮き彫りにするのは「近松の文章の力」と言い、語り手としては「その他大勢の役までリアルに描いた市井の人の実感があり、それを読み取るこちらの力も問われる」とも。また、さまざまな登場人物は「現代に通じる人物がいます。300年以上も前の物語がそのまま現代にもある。今世間を騒がせる事件と同じような事件をこの人は元禄の世に書いたんです」。上演すれば人が集まる人気の高さは、近松作品がそうしたいつもの世も変わらぬ人間の普遍性を描いた証でしょう。



道頓堀のビルの谷間にある竹本座跡の碑

昔の大阪が一目瞭然のまちと人に根づいた語り物

近松作品は「字あまり字たらずがー



「心中天網島」北新地河庄の段

つの特徴で、その代わり、逆に行間を語る難しさがある」としながら、たとえば「女殺油地獄」で借金を返せない主人公の与兵衛が「二百匁などは誰ぞ落としそうなものじゃ」とつぶやく台詞一つにも「実に言い当てた心理の綾を描いている」と咲大夫さんは言います。な

んでもない言葉で人を活写し、だから、「脳役もやっていて楽しい」。また、尾崎彰廣さんとリーフレットを作り、大阪の船場・島之内を舞台にした「心中天網島」「冥途の飛脚」「女殺油地獄」などが「大阪の当時の地図と生活経済を読み込んだまちと人に根づいた

国立文楽劇場から

1月の文楽は近松作品ではありませんが、新春にふさわしい演目が並びます。初日の3日は初日鏡開き、3～10日はまき手拭、9日は十日戎という新春イベントもあり。<文楽初春公演> 1月3日～1月24日(14日は休演、15日より1部と2部の演目入れ替え)・国立文楽劇場(日本橋) 第1部(午前11時開演)＝

「彦山権現誓助剱」「壺坂観音霊験記」ほか(豊竹咲大夫さんは「彦山権現誓助剱」に出演) 第2部(午後4時開演)＝「伽羅先代萩」「寿運理の松」ほか。1等一般5,800円、学生4,100円、2等あり。予約＝国立劇場チケットセンター TEL0570 07 9900

もの」と改めて感心したそう。「50代から大阪にやって来て世話物を書く時に、市井の人に密着して取材したのでしょう。作品にある河内なまりのいきいきした大阪弁もまた、市井の人の言葉でした。「だから、大阪人気質がよく出ているんです」。

「心中天網島」に「男は世間が大事」という台詞が出てきます。「恥を知る感覚は武士社会でなくても商人の社会でも言え、おかみに対して大阪商人というのは毅然たる態度でやっていたから、それが文化につながったわけです。おかみの指図を受けず力も頼らず、自分たち民の力で橋をかけた。昔から大阪の商人はそれだけの気骨を持っていました。近松作品は、そんな大阪のまちと人の再発見につながります。なにより文章が素晴らしいし、特に曾根崎心中をはじめ世話物が出る時には、ぜひとも足を運んでほしい。文楽の近松作品を見れば、昔の大阪が一目瞭然です」。その作品はそもそも大阪に暮らす人に向けられたものでした。見れば、深い共感を覚えずにはられない近松の世界です。



尾崎彰廣さん。これは「冥途の飛脚」や「女殺油地獄」「心中天網島」などの作品を、当時の大阪の地図や商売、人物相関図といった視点で解説したもので、豊竹咲大夫師匠ら専門家が監修し資料としても逸品の内容になっています。尾崎さんは創業天明元年(1781)という昆布の老舗「神宗」の代表社員(社長)で、幼少時から伝統芸能全般に親しんだという、いわば船場商家の旦那さん。特に文楽に精通して近松門左衛門を敬愛し「近松は商家の組織や力関係を巧く描いている」と

中野 和雄さん

大阪の誇らしい芸能を大阪の人に伝えたい

昭和5年に天満に生まれて、昔あった四ツ橋文楽座にも子どもの頃に行ったという中野和雄さん。50代後半になってから、上方の芸能に興味を持ち芸能史を研究。文楽にもまた足を向けはじめ夢中になったとか。とりわけ、近松作品の大ファンで「人を悪者にしない、人をおとしめない人物の描きように感動します。今の世の中の人々が、こういう人の気持ちを持ってもらえたら」と言います。中野さんは大阪市の社会福祉活動をボランティアで続けながら、「上方芸能研究会」の前会長として、文楽公演にはメンバーの皆と一緒に必ず行くそう。先ごろの錦秋公演



「心中天網島」もたっぴりと楽しみました。「見ると忘我の境地に入ると、終わっても、しばらく帰る気になれません」。大阪を舞台にした近松の作品は「町人だからこそ、地縁の中で生きてどこにも逃げられず、また、経済のまちに生きる人は『金が仇の世の中』でいかにお金が大事かも知っています。しかし、近松は何より人と人のつながりの大切さを描いています。80代とは思えない若々しさで講演活動も続けながら、「大阪の人に大阪は誇らしい芸能を持っていることを伝えていきたい」と言い、「それも楽しんで面白く」と遊び心も忘れない中野さんです。

佐伯 順子さん

現代人の悩みを先取りした近松の新しさ

近松の世話物をほぼ同時代に活躍した井原西鶴の作品とともに「庶民性で共通。風土に根ざした大阪の等身大の姿を描いた」と評する同志社大学大学院教授の佐伯順子さん。日本の伝統芸能と文学の全般にわたって比較研究し、大阪のまちにも詳しい佐伯さんは、消費社会が成熟した中で「都市生活の中核となった市民層の喜怒哀楽をリアルに描いた近松作品は、文学としても新しかった」と言います。江戸の文学と比べても「気取りのない、どろどろした感情のやりとりとお金の苦勞を赤裸々に描いたもので、近代小説にも通じる飾らない日常を材に、近代人の悩みを先取りしたも



のと言えます。また、近松が描いた主人公たちは、今の産業構造での労働者の立場や人間の生きざまにそのままあてはまり、「しがらみの中で行き詰まりを感じている若者や中高年には、近松作品の苦悩がリアルに感じられるでしょう」といわね、現代に通じる女性の描きようが魅力と言います。それゆえ、社会進出したものの抑圧を感じている女性たちが「作品の女性の苦悶に共感し、カタルシスを覚えるのでは」と佐伯さん。近松にはまる30～40代の女性が増えているそうで「忘れていたピュアな部分も思い出させ心を浄化してくれる」近松は、現代人に多くのことを語りかけてくれるようです。



中央区谷町にある「近松門左衛門の墓」。尼崎市の広濟寺にも墓がある

尾崎 彰廣さん

船場育ちだからわかる近松作品の背景を書き残す

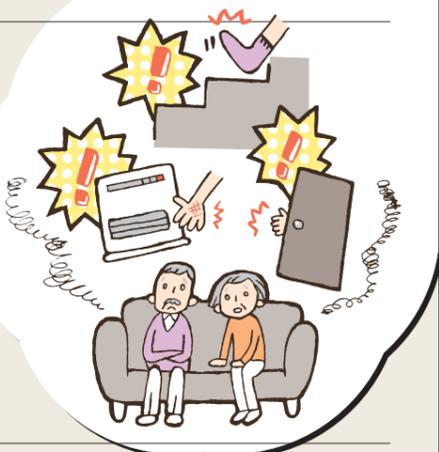
船場育ちの観点からも評価しています。たとえば「心中天網島」では「大阪の御察人さんは旦那さんより格が上」という暗黙の了解をふまえて「おさん」を描き、「女殺油地獄」では株仲間という商いの関係性を人物の心情ににじませ、また、さまざまな作品にお参りの行事も取り込んで「信仰のまちでもあった大阪の風習を散りばめています」。「冥途の飛脚」では「狐が化かすか、南無三宝」という台詞も「実在した狐小路という道の名を掛詞にしているなど、大阪の道を知り尽くしていた」とも。そんな随所にある「掛詞」がわかるのも尾崎さんならではのようです。「大阪の経済力と心意気も描いて大阪人の心をくす



3回連続企画 「住まいの危ない!を防ぐ」

第3回 家庭内の事故防止

家の中で転んだり、つまづいたり、うっかりけがをしてしまった経験はありませんか。打ち所が悪いと骨折したり、高齢者には致命傷になることもあります。今回は住まいの中にひそむ「危ない!」を検証し、どんな工夫で安全な住まいに改善できるか考えてみます。

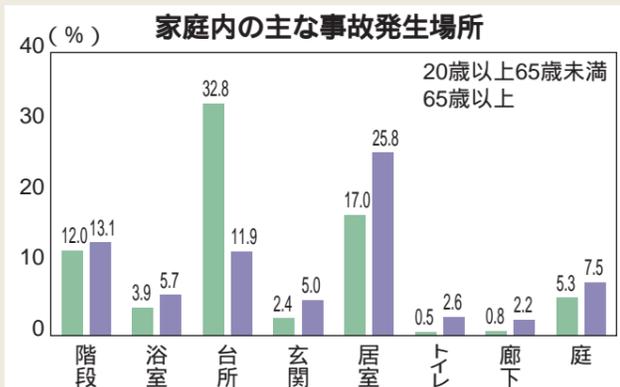


高齢化社会では家庭内の事故が増加

国民生活センターの調べ(平成20年9月資料)では、65歳以上の高齢者の事故のうち家庭内事故は、全体の63.3%となっています。65歳以上でも、75歳未満は60.4%、75歳以上では65.8%と年齢が上がるにつれ割合は高くなっています。

事故のきっかけは、転倒と転落を合わせた割合が65歳未満では22.9%なのに対し、高齢者では56.2%と高くなっています。

高齢者における事故の内容は、打撲傷・挫傷45.8%、刺傷・切傷16.1%、骨折14.7%、熱傷12.5%となっています。65歳未満では刺傷・切傷36.2%、打撲傷・挫傷26.1%、熱傷18.7%、骨折6.7%となっており、骨折の割合が高齢者は2倍以上多いことがわかります。



年齢を重ねるにつれ、骨や筋肉、内臓、感覚器など体のさまざまな部分は老化し、衰えていきます。いつも通りの何気ない動作でもよけたり、少しの段差なのに足が上がりづつまづいたりするのは、体の老化を表しています。窒息事故が起きるのは、飲み込む力が低下していることと関係があります。高齢者は家庭内で過ごす時間が多くなるため、家庭内での事故が相対的に多くなります。

高齢者の事故は重症化しやすい

持病があるからといって日常的な運動を控えていると、知らず知らずのうちに老化はより進行してきます。また、閉経後の女性やあまり日光に当たらない人は、骨がもろくなりがちです。皮膚や皮下脂肪が薄くなったり、血管が弱くなったりすると、やけどや打撲を負った場合に重い症状になりがちです。

体の老化に伴って事故が起きやすくなるだけでなく、重症化しやすくなったり、治癒するのに時間がかかったりするのも高齢者の特徴です。老化は徐々に進行するので、自分では何がどのようにできにくくなっているのか、案外気づきません。子ども世帯と同居していれば家族が見守ることもできますが、最近が高齢者の一人世帯や夫婦世帯が増えているので、老化の状況に気づきにくく、事故が起きた時の対応も遅くなる危険性をあらわします。

階段での事故発生件数は「下り」が「上り」の4倍に

家庭内で起きやすい事故のタイプは、「落下型」「接触型」「危険物型」などに大別できます。落下型とは、手すりや窓からの墜落、階段からの転落、

床での転倒などが含まれます。接触型とはドアや窓、廊下でぶつかったり、はさまれたり、こすったりする事故や、ガラスなど鋭利なものなどによる傷害事故も含まれます。危険物型とは調理器具や暖房器具によるやけどや感電、ガス中毒・酸欠、浴槽での溺れなどが入ります。

さまざまな家庭内事故がありますが、特に気をつけたいのは階段。下る時の事故は上る時の4倍を超えています。階段での事故の原因には、「階段の勾配が急」「手すりが不備」「滑り止めにつまづいた」「階段のまわりの照明が不十分」など、階段そのものに原因がある場合と、「靴下やスリッパがすべった」「衣服がひっかかった」「荷物を運んでいて足元が見えずに踏み外した」など、行動に原因がある場合があります。

こうした住まいの「危ない!」を防ぐためには、なるべく元気で若いうちから、家庭内の段差解消や手すり設置などリフォームをすること、日ごろから体力増強や室内の整理整頓などライフスタイルを見直すことの、2段階で臨みます。誰もがいつかは老いの時期を迎え、体の機能は徐々に衰えます。明日はわが身と思ひ、今からでもできることから早め早めに始めておくことが、まさかの事故を防ぐことに役立ちます。

病気やけがを相談できるサービスも開始

平成21年10月1日から、市民からの救急医療相談を「相談員」「看護師」「医師」が24時間受け付ける相談窓口「大阪市救急安心センター」が開設されました。病気やけがなどで迷ったらず、携帯電話・固定電話(プッシュ回線)で#7119、固定電話(IP・ダイヤル回線など)では6582-7119へ連絡しましょう。

家庭内事故を防ぐ7か条

- 第1条 なるべく段差をなくす**
住まいの構造によって無理な場合もありますが、なるべく居室間や玄関などの段差をなくします。
- 第2条 手すりをつける**
廊下や階段だけでなく、浴室に出入りする時、浴槽や便座から立ち上がる時、玄関で靴をはいて立ち上がる時など事故が起きやすい場所には体を支える手すりをつけ、手すりをつけるための壁の下地の補強などは建築士やリフォーム業者によく相談します。
- 第3条 照明を明るくする**
高齢者は視力が衰えてくるので、若い時期より明るい照明が必要になります。室内の照明を増やすとともに就寝中には階段や廊下などに足元灯をつけると、夜中に起きてトイレに行く時にも安全です。
- 第4条 室内の整理整頓をする**
つまづき危険性がありますので、床の上にもものを置かないようにします。紙類は踏むとすべりおそれがありますので、新聞や雑誌もきちんと片付けます。
- 第5条 靴下やスリッパの素材を選ぶ**
すべりやすい素材の靴下やスリッパは避け、階段を上り下りする時は、一段一段確実に足を踏みしめ、特に最後の1、2段で足を滑らぬようにしましょう。
- 第6条 ヒートショックを防ぐ**
冬は、室内の温度差が脳や心臓に負担となります。脱衣場、洗面場、浴室、トイレなど、衣服を脱ぐ場所を暖かくしましょう。
- 第7条 衣服への燃え移りを防ぐ**
調理器具やストーブ、仏壇のロウソクの炎などが衣服に燃え移ることのないよう、袖口や裾の広がった服や燃えやすい素材の服は避けましょう。

大阪 くらしの 今昔館

news
volume.34
平成22年1月



江戸時代の風呂はどのようなものだったのでしょうか。実は意外と知られていないこともあるのです。

今昔館の復元町家の中で最も人気の高い建物が、風呂屋です。江戸では湯屋といいますが、上方はあくまで風呂屋と呼びます。時代劇や映画によってある程度イメージできるため、ご覧になる方も興味津々のようです。来館者の方がまず驚かれるのが、入浴湯(いりこみゆ)であること。つまり混浴だということ。江戸時代には何度も入浴の禁止の触れが出されますが、完全に守られるようになったのは明治時代になってからといわれています。

次に驚かれるのが、なぜわざわざ石樋口でかがんで入るのかという点。これは、せっかく暖めた浴室の温度を逃がさないための工夫です。当時の記録によれば、湯は腰の高さまででかなり熱めだったといえます。湯気で浴室を暖め、現在の半身浴のような効果があったと考えられます。さらに大坂の浴槽には腰掛が描かれています。ゆったり腰掛けて湯につかっていたことが伺えます。

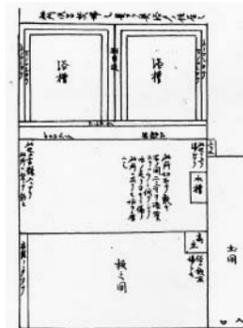
さて、それでは湯を沸かす熱源はどこにあるのでしょうか。当然、ガスも電気もない時代の燃料は薪や柴です。薪をくべ



風呂屋の浴槽

て風呂を焚いていたはずですが、しかし、この焚き方が実はまったくわからないのです。博物館にとって想像で復元することは危険なことです。どの資料にもこの焚き方を示すものは見つかりません。それでも江戸時代に出版された『浮世風呂』などの戯作を読んでいると、浴槽のどこかに熱源があったことがわかります。その描写は、ちょっと気に入らない客が入ってくると、足でそいつを追いやり、するとその客が「あちち」と叫ぶのです。このことは、間違いなく触ると火傷する熱源が浴槽内にある証左なのです。しかし、現状ではこの復元は不可能でした。

それでも、町の中は歩いてみるものです。最近になってその焚き方を復元できそうな事例を調査することができました。谷町六丁目空堀商店街の町家での調査



「大坂ノ浴戸」間取り (『守貞謄稿』)

です。大正12年に建てられた町家に建築当初の風呂が残っていました。浴槽をのぞくと驚いたことに腰掛があるのです。江戸時代に記録された大坂の浴槽を彷彿させるものです。さらに燃料は薪、石炭などと教えていただきました。そして熱源は銅板で箱状に作られており、なんと腰掛の下にあるではありませんか。また、今昔館建設に携わっていただいた建築史研究者の和田康由先生によれば、戦前における大阪市内の建売住宅にも同様の事例があり、今後の研究に資するものがあると考えられます。

江戸時代の大坂の風呂浴槽も、このような構造であったことが想像されます。大坂の町の姿は、伝統として現代に受け継がれているのでしょうか。江戸時代は遠いようでも近い存在なのかもしれません。

花園大学文学部文化遺産学科
准教授 明珍健二

町家のしつらい
風呂屋浴槽内の熱源は?

水都大坂 1758

— 佐賀藩稲荷祭り —

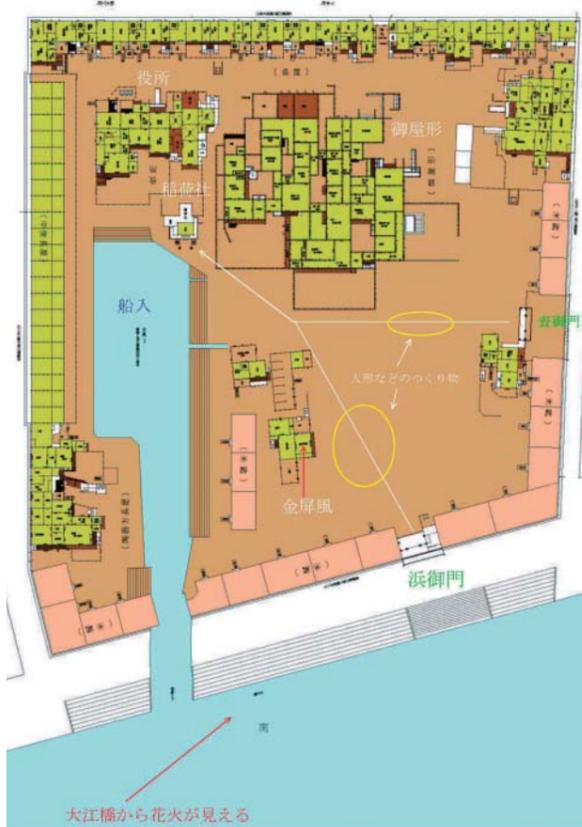
「水都大阪2009」が終わり、中之島を中心とした大阪が水との関わりが深い都市であることを、改めて認識した人が多いのではないのでしょうか。このイベントのアート・プログラムのテーマを見ると、「水辺を楽しむ」、「大小7棟の仮設小屋」、「昼と夜、全く違う表情を見せる中之島公園」などのキーワードが目につきます。しかし、中之島が大阪におけるイベントの中心地であったのは江戸時代も変わりありません。

江戸時代の中之島は、諸藩が設けた蔵屋敷の米蔵が軒をつらねる独自の都市景観を構成していました。この蔵屋敷は、倉庫兼取引所の機能のほか、国元から派遣された蔵役人の住居、さらに西国大名が参勤交代の途中に逗留する居館としても使われていました。天保期には中之島を中心に120余の蔵屋敷が設けられ、「天下の台所」、すなわち大坂の主要なビジネス街として全国の経済に大きな影響を及ぼしたのです。

これらの蔵屋敷には国元の神社が勧請されており、その祭礼には多くの市民が集まりました。年始は1月10日の高松藩の初金比羅、3月18日には明石藩の柿本人麻呂神社、4月17日には桑名藩、さらに6月14～15日は佐賀藩、15・16日は徳島藩の二井神などで祭礼が行われています。また、毎月5日には久留米藩の水天宮、9・10日には高松藩・丸亀藩の金比羅社、25日には福岡藩の菅公祠の例祭があり、特に菅公(菅原道真)に関わる神事には、文事を志す各藩の諸侍も熱心に参詣していました。このほか、肥後藩の清正公、広島藩の厳島明神、杵築藩の玉壽稲荷大明神、宇和島藩の和霊神などは有名で、多くの参詣人を集めています。蔵屋敷祭礼は自藩の重要な神事です。庶民にとっては参詣のついでにお祭りが楽しめる一石二鳥の娯楽でもあったのです。ここでは、祭礼のなかでも大規模



久留米藩蔵屋敷の水天宮(久留米藩蔵屋敷絵図のうちの1枚、個人蔵)



佐賀藩蔵屋敷指図(作図監修:植松清志、作図:山本隆敦)

な佐賀藩の稲荷祭りを紹介しましょう。

佐賀藩蔵屋敷(現在の高等裁判所の位置)は、享保9年(1724)の大火で焼失した後に再建されました。敷地の東側の中央から南部にかけて表御門と

米蔵、南側には浜御門と米蔵、南西部に船入を配し、敷地中央部の北寄りに藩主の居館である御屋形、その西部に役所、船入の東側に米会所と米蔵、北側に本国佐賀の正現稲荷を勧請した稲荷社が設けられていました。

稲荷祭りは、宝暦8年(1758)には多くの参詣人で賑わうようになっていました。祭礼当日は、表御門と浜御門が開放され、米会所東の間の10畳座敷には金屏風がたてられ、床には毛氈が敷き詰められています。また、稲荷社への道の両側には人形などのつくり物が並べられ、稲荷社には紋入りの紫の幕が張りめぐらされ、神前に供物が高く供えられました。

夜には両門の大提灯がともされ、屋敷は打ち上げられる花火の見物人で満ちあふれ、屋敷に入れない人々は、屋敷の西側の大江橋に群集しました。江戸時代の大江橋は現在より東に架けられていたから、花火見物には最適の場所だったのでしょうか。この花火のために、大和郡山から呼ばれた花火師が屋敷内に数日滞在して準備をしていますが、東隣の津軽藩(現在の天満警察の位置)では火事仕度をして花火が済むのを待っているように、周辺の蔵屋敷に少なからず迷惑をかけていたことも事実です。

佐賀藩の稲荷祭りが盛大になった理由に、国元の豊作と廻米の無事到着が掲げられています。また稲荷祭りの花火は神に捧げるもので、見物人のためではなかったのですが、佐賀藩では屋敷もろとも市民に開放したのです。稲荷祭りのその後を見ると、宝暦9年から34年後の寛政5年(1793)には、鍋島浜沿いの夕涼みが正式に行事として始まり、文政8年(1811)の夕涼みでは、船入橋の東の岸木に建てた仮小家で行われた、からくり興業「福神繁花巡り」に多くの夕涼み客が集まったようです。さらに安政2年(1855)には、6月17・18日の祭礼には奉納の生花やつくり物などがあって大いに賑わっていること、佐賀藩屋敷周辺の浜辺は川幅が広くて景色も美しく、夏の夕涼み客をあてにした茶店が所狭しと並んでいる様子が、『摂陽奇観卷之五十』に活写されており、稲荷祭りが継続するとともに周辺の浜辺の夕涼みが大いに発展している様子と、この祭りが大坂の夏の行事として定着している状況



佐賀藩蔵屋敷模型
(大阪市立大学蔵、制作監修:植松清志、制作:山本隆敦、川端義治、田中優)



佐賀藩蔵屋敷模型 部分

が窺えます。

佐賀藩の花火への津軽藩の対応からも分かるように、中之島周辺の蔵屋敷が集中する地域は、日常は近隣相互の接触がほとんどない閉鎖された空間なのですが、それが6月には佐賀藩蔵屋敷前に川床が開かれるなど、祭礼のための晴れの間が準備され、屋敷まで開放される空間に変貌するのです。諸藩の蔵屋敷祭礼は、自藩の祭礼の域をこえて都市大坂の主要な年中行事の一環を形成したのです。

佐賀藩稲荷祭りを例にとり、江戸時代の大坂における蔵屋敷祭礼の様子を紹介しました。これらの祭礼は、今風には「水都大坂1758」と呼べるもので、江戸時代においても、水辺を楽しむ、仮設小屋、昼と夜で全く違う表情が見られるなど、中之島周辺がイベント会場になる機能と条件を兼ね備えた魅力のある地域であったことは間違いなさそうです。

(植松清志 大阪人間科学大学教授)

大阪くらしの今昔館 催し物ガイド

充実した常設展示や楽しいイベントまで、盛りだくさんの内容でお楽しみください。

常設展の観覧料が必要です。予告なく変更することがあります。事前にお確かめ下さい。

常設展

季節のしつらい

正月飾り

平成21年12月16日(水)~平成22年1月17日(日)

節分飾り

平成22年1月30日(土)~平成22年2月7日(日)

雛飾り

平成22年2月20日(土)~平成22年3月6日(土)

イベント

町家寄席 落語

江戸時代ヘタイムスリップ!
大阪の町家で落語を聞いてみませんか。
時間:午後2時~3時



桂 米輔

1月23日(土)

出演・演目:桂 米輔「初天神」
桂 出丸「ぶく鍋」



桂 出丸

1月31日(日)

出演・演目:笑福亭 学光「鼓ヶ滝」
旭堂 南麟 「お坊主稲川」



笑福亭 学光

2月6日(土)

出演・演目:笑福亭 仁勇「死神」
笑福亭 扇平「替わり目」



旭堂 南麟

2月28日(日)

出演・演目:桂 出丸「禁酒関所」
桂 ほんぼ娘「桃太郎」



笑福亭 仁勇

3月22日(月・祝)

出演:桂 出丸 他



笑福亭 扇平

3月27日(土)

出演:桂 染雀 他



桂 ほんぼ娘

2月7日(日)

町家でお茶会

時間:午後1時30分~3時30分
茶葉代:300円
(8階ミュージアムショップにてお茶券を販売)
定員:先着順50名
協力:大阪市役所茶道部



桂 米輔



桂 出丸

1月9日(土) 琴の演奏会

時間:午後2時~2時40分
場所:9階楽屋店の間
出演:琴 澤千左子、尺八 阪口天山、邦楽琴座飛天
曲目:「春の海」他



1月16日(土) 上方の華と粹 - 座敷舞

時間:午後2時~3時
場所:9階楽屋店の間
出演:立方 山村若祿之、山村若女、高橋彩加
地方 三絃・歌 菊寺智子、箏 菊萌文字
曲目:「寿」「高砂」他



1月17日(日) 新春に聴く 琵琶の語り

時間:午後2時~3時
場所:9階楽屋店の間
出演・曲目:筑前琵琶日本旭会
福井旭巽「細川ガラシャ夫人」、
竹本旭将「関ヶ原」、
竹本旭将「四絃」扇的」



2月20日(土) 琴と尺八のしらべ

江戸時代の大阪の町家で、
邦楽の魅力に酔ってみませんか。
時間:午後2時~3時
場所:9階楽屋店の間
出演:グループ遊
曲目:「二つの田園詩」「木枯」他



ワークショップ

今昔館で初あそび

1月4日(月)~11日(祝) - お正月のむかし遊び -
大人も子どもも楽しめる懐かしいお正月遊び「羽根突き・福笑い・百人一首等」がいっぱい!

時間:午後1時30分~午後4時
場所:9階

1月4日(月)

大筆書

時間:午後1時30分~
場所:9階大通り

1月4日(月) 6日(水) 7日(木) 町家で書初め

時間:午後1時30分~午後4時
参加費無料。紙・墨・筆などは当館にて準備します。



2月14日(日)

おじゃみ(お手玉)を作ってみよう

さまざまな布を組み合わせて、あなただけの素敵なおじゃみ(お手玉)を作って遊んでみませんか?
時間:午後2時~4時頃



1月4日(月) 6日(水) 折り紙で遊ぼう! 寅を折ろう

時間:午後1時30分~
材料費:100円
対象:中学生以下
定員:先着順20名
場所:8階階段横
8階受付で整理券を発行



2月20日(土) 雛人形を折ろう

時間: 午後1時30分 ~ 午後2時30分
材料費:100円
対象:中学生以下
定員:先着順各20名
場所:9階人形屋
8階受付で整理券を発行



3月21日(日) 鶴のつなぎ折り

時間:午後2時~4時頃
場所:9階人形屋



1月23日(土) 2月27日(土) 3月27日(土) 絵本で楽しい時間

時間:午後2時~2時30分
場所:8階 階段横



2月27日(土) ひしもちを作ろう

時間:午後1時30分~、午後3時~
会場:9階 大通り・町家
対象:中学生以下
定員:先着順 各20名
8階受付で整理券を発行

募集中 大阪くらしの今昔館 ボランティア養成講座

大阪くらしの今昔館において、ボランティア(愛称:町家衆)として活動を希望する方に対し、連続講座を実施します。3回以上受講された方に修了書を発行するとともに、希望者をボランティアに登録します。事前申込み制・平成22年1月15日(金)必着

時間:午前10時30分~12時
会場:大阪市立住まい情報センター5階 研修室
対象:特になし

定員:50名(応募者多数の場合は抽選)
費用:無料
開催日:平成22年1月23日(土)、2月6日(土)、
2月20日(土)、3月6日(土)、3月14日(日)
応募方法:往復はがきによるお申込み(1枚につき1名)
記入事項:住信/申込者住所・氏名・年齢・電話番号
返信/申込者郵便番号・住所・氏名
申込・問合せ先:530-0041 大阪市北区天神橋
6-4-20 大阪くらしの今昔館「ボランティア養成講座係」迄 TEL.06-6242-1170
お預かりした個人情報は目的以外に使用いたしません。

ご案内
・入館料・常設展 が必要です。費用の記述のないものは参加無料です。
・茶葉代・材料費は、当日お支払い下さい。
・会場の記述がないものは、9階楽屋座敷で行います。
・日時等、予告なく変更になる場合がありますので予めご了承下さい。

大阪市立住まいのミュージアム
大阪くらしの今昔館 大阪今昔館 大阪今昔館

〒530 0041 大阪市北区天神橋6丁目4 20 大阪くらしの今昔館
TEL:06 6242 1170 FAX:06 6354 3002 URL: http://house.sumai.city.osaka.jp/museum/

開館時間	午前10時~午後5時(入館は4時30分まで)	入館料	一般 600円/団体540円(20人以上) 高・大生 300円/団体270円(20人以上) 中学生以下、障害者手帳持参者、市内居住の65才以上無料(証明書要提示) 企画展示の観覧料は別途必要です。
休館日	火曜日(祝日の場合は翌日) 祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く) 第3月曜日(祝日、振替休日の場合はその週の水曜日) 年末年始 平成21年12月27日(日)~平成22年1月3日(日)	交通機関	地下鉄谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅下車 3号出口より住まい情報センター建物の地階へ連絡、エレベーターで8階へ JR大阪環状線「天満」駅から北へ徒歩7分
休館日: 1月1日~3日、5日、12日、18日、19日、26日	2月2日、9日、12日、15日、16日、23日	3月2日、9日、15日、16日、23日、30日	

セミナー・イベントガイド

下記の申込先へお申し込みください
(特記以外参加費は無料、応募者多数の場合は抽選)

1 住まい情報センター 主催イベント

住まい情報センターが主催するセミナー・イベントです

市民大学

「知って、かしこい住まいづくり」
~賃貸住宅のいろいろと、トラブル防止の知識~
公的住宅や民間賃貸住宅の申込・入居・退去
~家を買うなら・建てるなら、知っておきたいこと~
新しい制度や法律を知って、失敗のない家づくり
~住み慣れた住まいで安全に、快適に暮らすために~
長く住み続けるために必要なメンテナンスと工夫

- 日時: 1月31日(日)14:00~16:30
2月27日(土)14:00~16:00
3月20日(土)14:00~16:00
- 会場: 5階研修室
- 講師: 大阪市住まい公社・UR都市機構・大阪府宅建協会
鈴森 素子 NPO法人住宅長期保証支援センター(専務理事)
桑村 昇 NPO法人住宅長期保証支援センター(登録性部長)
- 定員: 各回50名
- 締切: 各回2週間前締切

住まいのなるほどセミナー

「高齢者の住まいを考える」
~介護保険の使い方~在宅の場合・施設の場合
~有料老人ホームってどんなところ?~

- 日時: 1月22日(金)13:30~15:00
2月17日(水)13:30~15:00
- 会場: 5階研修室
- 講師: 米沢 なな子
(社)コミュニティネットワーク協会 高齢者住宅情報センター大阪センター長)
- 定員: 各回50名
- 締切: 各回2週間前締切
- 個別相談: 各回、3組(20分ずつ、セミナー終了後)

住まいのなるほどセミナー

「住まいの税金」~Let's確定申告~

- 日時: 1月30日(土)13:30~15:30
- 会場: 5階研修室
- 講師: 福田 裕子 (近畿税理士会大淀支部所属)
- 定員: 50名
- 締切: 1月16日(土)
- 個別相談: 4組(30分ずつ、セミナー終了後)

住まいのなるほどセミナー

「必勝!引越し術」
~部屋探しから契約までのチェックポイント~
~引越し準備から退去・入居まで~

- 日時: 2月6日(土)14:00~16:00
2月20日(土)14:00~16:00

- 会場: 5階研修室
- 講師: 鶴見 佳子(住宅ジャーナリスト)
吉田 彦康(大阪市消費者センター)
- 定員: 各回50名
- 締切: 各回2週間前締切

住まいのなるほどセミナー

「住まいの資金計画」
~かしこい資金計画~
~資金調達と名義~

- 日時: 2月28日(日)13:30~15:30
3月13日(土)13:30~15:30

- 会場: 5階研修室
- 講師: 田中 正章(日本FP協会大阪支部所属)
土橋 和夫(日本FP協会大阪支部所属)
- 定員: 各回50名
- 締切: 各回2週間前締切
- 個別相談: 6組(30分ずつ、セミナー終了後)

三都の知恵に学ぶ

~水から読み解く、安心で豊かな住まい・まちづくり~

- 日時: 3月27日(土)13:30~16:30(予定)
- 会場: 3階ホール
- 定員: 先着200名
- 主催: (社)日本建築学会
住まいづくり支援建築会議ほか



2 住まい情報センター タイアップイベント

住まい情報センターと住まい・まちづくりの専門家
団体等が共催するセミナー・イベントです

セミナー & 見学会

「長屋の耐震改修」
~とっさの時に命を守る"シェルター"見学会~

- 日時: 2月7日(日)13:30~15:30
- 会場: 育徳コミュニティセンター(阿倍野区)
- 講師: 松峯 哲也(住宅インスペクター、一級建築士)
- 定員: 50名
- 締切: 1月24日(日)
- 団体: NPO法人 住宅長期保証支援センター
- 個別相談: 2組(20分ずつ、見学会終了後)

1 主催イベント、2 タイアップイベントの参加申込み方法

下記ホームページから参加申し込みができます。

住まい・まちづくり・ネット
<http://www.sumai-machi-net.com/>

ハガキまたはファックスでも参加申し込みができます。
記入事項を明記し、下記の住所、ファックス番号へ
お申し込みください。

セミナー

「若い力で未来を開け!」
~田中優が語る、地球と環境にやさしい暮らし~
日時: 2月21日(日)13:30~15:30
会場: 3階ホール
講師: 田中(優)(未来バンク事業組合理事長)
堀越 大二郎(アフリカンジェンベ奏者)

定員: 200名
締切: 2月14日(日)
団体: NPO法人西淀川子どもセンター
セミナー

「実例でみる不動産の選び方」

~広告の見方・現地見学・重要事項説明の聞き方のコツ~

- 日時: 2月28日(日)13:30~15:20
- 会場: 3階ホール
- 講師: 未定(大阪府宅地建物取引業協会相談員・インストラクター)
- 定員: 100名
- 締切: 2月14日(日)
- 個別相談: ご希望の方はお問い合わせ下さい
- 団体: (社)大阪府宅地建物取引業協会

3 その他 住まい関連イベント

申込方法は各主催者へあつねください

セミナー

「映像でみるドイツ・ハンブルクの暮らし」
~大阪下町との意外な共通点とは?~

- 日時: 3月7日(日)14:00~16:00
- 会場: 5階研修室
- 講師: 大場 茂明(大阪市立大学大学院教授)ほか
- 定員: 50名 応募者多数の場合抽選
- 参加費: 無料
- 締切: 2月21日(日)
- 主催: 大阪市立大学(06-6605-2402)
マンション管理支援機構交流会 & 相談会

「管理組合交流会」

- 日時: 3月7日(日)13:30~16:30
- 会場: 3階ホール
- 定員: 30名 応募者多数の場合抽選
- 申込締切: 2月24日(水)
- 「相談会」

- 日時: 2月28日(日)
- 会場: 4階住情報プラザ
- 定員: 12組(法律6組、管理一般3組、技術3組)
応募者多数の場合抽選 1組当たり45分
- 締切: 2月17日(水)
- 主催: 大阪市マンション管理支援機構(06-4801-8232)

イベントのお申し込み・お問い合わせは

大阪市立 住まい情報センター

〒530 0041 大阪市北区天神橋6丁目4 20 住まい情報センター4階 住情報プラザ
TEL:06-6242-1160 FAX:06-6354-8601 URL: http://www.sumai.city.osaka.jp/

開館時間 平日・土曜 9:00~19:00 / 日曜・祝日 10:00~17:00
休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、
祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始

休館日: 1月1日、2日、3日、5日、12日、19日、26日 2月2日、9日、12日、16日、23日 3月2日、9日、16日、23日、30日

地下鉄堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅3号出口

大阪市 住まいのガイド

借りる・買う・建てる・建て替える

市外局番は全て「06」です。

公的賃貸住宅を借りたい方へ

市営住宅テレホンサービス(テープ) TEL 6945-0031

市営住宅(公営住宅)

住宅に困っておられる所得の低い方々向けの賃貸住宅です。

募集時期	7月募集：平成21年7月9日(木)～7月23日(木)終了] 2月募集：平成22年2月4日(木)～2月18日(木)
居住条件	現に大阪市内に居住している方 一部、市内勤務の方も申し込み可能)
収入条件(月額所得額)	一般世帯 158,000円以下 高齢者・障害者世帯等 214,000円以下

新婚・子育て・単身者・一般世帯等、ご家族の状況等により、申込資格が設定されています。
随時募集
定期募集等において、応募者が募集戸数に満たなかった住宅等について、先着順で随時受付を行っている住宅があります。申込資格は、現に大阪市内に居住している方で、収入条件は上記と同様です。

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7024 FAX 6882-7021
--------	--

中堅層向け住宅

公営住宅の収入基準を超えている方など、中堅層向けの賃貸住宅です。
大阪시가管理している住宅
市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅(地域リノベーション以上)

収入条件(月額所得額)	158,000円以上(123,000円)～487,000円以下 50歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合
お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7012 FAX 6882-7021

収入条件(月額所得額)	158,000円以上(123,000円) 40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合 公社すまいりんぐ・民間すまいりんぐ(公社管理)
収入条件(月額所得額)	200,000円以上(123,000円)～601,000円以下 40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合
お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-9000 FAX 6882-7021

収入条件(月額所得額)	200,000円以上(123,000円)～601,000円以下 40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合
お問い合わせ	大阪市住まい公社 民間住宅課 TEL 6882-7055 FAX 6882-7011

民間指定法人が管理している住宅
民間すまいりんぐ(指定法人管理)
収入条件(月額所得額) 200,000円以上(123,000円)～601,000円以下
40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合

お問い合わせ	大阪市住まい公社 民間住宅課 TEL 6882-7055 FAX 6882-7011
--------	---

いずれも大阪市外にお住まいの方も申し込みます。(空家は先着順随時募集)
<大阪市住まい公社ホームページ> <http://www.osaka-jk.or.jp/>
<おおさか・あんじゅ・ネット> <http://www.sumai.city.osaka.jp/>
でも空家検索ができます(一部の住宅を除きます)
「すまいりんぐ」は特定優良賃貸住宅制度を適用した住戸です。

その他の公的住宅

募集時期	総合募集...毎年5・9・1月頃の予定 シルバーハウジング・車いす常用者世帯向け住宅募集...毎年6月・12月頃の予定
お問い合わせ	大阪府住宅供給公社 府営住宅募集・審査グループ TEL 6203-5518

大阪府住宅供給公社賃貸住宅
ホームページ...<http://www.osaka-kousha.or.jp/>
一般賃貸住宅...空家(窓口・インターネット)先着順受付
高齢者向け優良賃貸住宅...空家(窓口のみ)先着順受付

お問い合わせ	大阪府住宅供給公社 公社住宅募集・審査グループ TEL 6203-5454
--------	--

特優良住宅...空家(窓口・インターネット)先着順受付

お問い合わせ	大阪府住宅供給公社 特優良住宅募集係 TEL 6203-5956
--------	-------------------------------------

都市再生機構賃貸住宅
ホームページ...<http://www.ur-net.go.jp/kansai>
新築...随時 空家...窓口に先着順受付
高齢者向け優良賃貸住宅()...パンフレット配布：偶数月13～26日
申し込み受付：偶数月20～26日
一部先着順でお申し込みできる住戸があります。お問い合わせは下記まで。

お問い合わせ	都市再生機構募集販売センター TEL 6346-3456(代表)
--------	----------------------------------

新婚・子育て世帯の方へ

市営住宅別枠募集

新婚世帯及び子育て世帯(小学校修了前の子どものいる世帯)に対して、市営住宅の別枠募集を行っています。募集時期は左記市営住宅(公営住宅)欄をご覧ください。

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7024 FAX 6882-7021
--------	--

大阪市新婚世帯向け家賃補助制度

市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に、家賃の一部を補助します。

申込条件	過去2年以内に婚姻届出している方、かつ夫婦いずれも40歳未満の方。収入制限があります
補助額	家賃の実質負担額(家賃・住宅手当)と5万円の差額で、受給開始後36ヵ月目までは月額1万5千円が上限、37ヵ月目以降は月額2万円が上限です
補助期間	婚姻届出後1年以内の方は最長6年間、婚姻届出後1年を超え2年以内の方は最長5年間

お問い合わせ	大阪市住まい公社 新婚家賃助成課 TEL 6355-0355 FAX 6355-0351
--------	---

大阪市子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

民間金融機関や住宅金融支援機構の融資を受けて初めてマイホームを取得する子育て世帯を対象に、利子補給を行います。

申込条件	<ol style="list-style-type: none"> 住宅取得にかかる契約(売買・譲渡・請負)の締結日が平成17年4月1日以降で、年間所得が1,200万円以下、自らが居住する住宅を初めて取得する、申込日時点で小学校6年生以下の子どもがいる方(同一世帯において、過去に大阪市民間分譲マンション購入融資利子補給金の交付を受けた方は申込できません) 住宅取得にかかる契約(売買・譲渡・請負)の締結日から1年を経過していない方又は1年を経過していても返済が開始されていない方(第1回目の約定返済日まで)に申込を行った方。ただし、第1回目の約定返済日が融資実行日から1ヶ月に満たない場合は第2回目の約定返済日まで)に申込を行った方) フラット35、又は銀行等(大阪市と協定を締結する金融機関)の住宅ローンで、返済期間が10年以上かつ返済開始から当初3年間の融資利率が年1.8%以上で融資条件が変わらないもの(当初3年間のうちに変動金利になるものは対象外) 床面積(マンションの場合は専有面積)が30m²以上で、完了検査済証の交付されている民間住宅(都市再生機構等の公的団体が分譲後、中古住宅として流通するものは含みず)
利子補給額	利子補給対象融資額のうち、償還元金残高(2,000万円を超える場合は、2,000万円とします)に対して、年0.5%以内の金額
利子補給期間	返済が開始された日から36ヵ月以内(すでに返済が開始されている場合は、申込日までの返済分は利子補給の対象としません)

お問い合わせ	大阪市住まい公社 民間住宅課 TEL 6882-7050 FAX 6882-7011
--------	---

大阪市子育て安心マンション認定制度

子育て世帯に配慮した民間の新築マンションを「子育て安心マンション」として認定する制度です。認定を受けたマンションの情報を「おおさか・あんじゅ・ネット」などで提供しています。

認定基準	住戸内の仕様：扉等の事故防止対策、シックハウス対策、バリアフリー化など 共用部の仕様：キッズルーム等や児童遊園の設置、廊下のバリアフリー化など 子育て支援サービスの提案：保育サービスや家事サポートサービスなど
------	--

お問い合わせ	大阪市住まい公社 民間住宅課 TEL 6882-7058 FAX 6882-7011
--------	---

平成20年9月1日より、認定を受けたマンションを購入し、りそな銀行の住宅ローンを申し込まれた方に対する金利を優遇しています。

お問い合わせ	りそな銀行ローンビジネス部本町住宅ローンセンター TEL 6268-6380 FAX 6268-6386
--------	---

子育て支援等公社ストック活用制度

子育て世帯等の市内居住を促進するため、大阪市住まい公社が管理する「民間すまいりんぐ(特優良)」の一部空家について、所得に応じて契約家賃より引き下げられた一定の入居者負担額で入居することができる制度です。

申込条件	<p>子育て世帯...現に同居し又は同居しようとする小学校6年生以下の子どもを含む親子・夫婦を中心とした世帯</p> <p>収入超過者世帯...大阪市営住宅に居住する世帯のうち公営住宅法に規定する収入超過者世帯(単身者及び高額所得者は除く)</p> <p>ほかに収入条件などがあります</p>
------	--

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課募集担当 TEL 6882-9000 FAX 6882-7021
--------	---

高齢者・障害者・母子家庭の方へ

市営住宅別枠募集

市営住宅の申込資格があり、市内にお住まいの方が対象です。
ケア付住宅については、家賃や共益費以外に費用負担がかかる場合があります。
募集時期：毎年5月上旬の予定

高齢者住宅・高齢者特別設計住宅 60歳以上の方が、次の親族と同居する世帯。
・配偶者、18歳未満の児童、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(認定カードを含む)のいずれかの手帳の所持者及び同程度の障害のある方又は戦傷病者手帳の所持者、60歳以上の方。

高齢者ケア付住宅()
単身...60歳以上で、独立して日常生活が営める方。
世帯...60歳以上で、独立して日常生活が営める夫婦のみの世帯、または、60歳以上の親族からなる2名以上の世帯。

お問い合わせ	大阪市健康福祉局 高齢福祉担当 TEL 6208-8052 FAX 6202-6964
--------	--

障害者住宅 申込者または同居する親族に障害者がいる2名以上の世帯

障害者ケア付住宅()
単身...身体障害者手帳(1級～4級) 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(認定カードを含む)を所持する方及び同程度の障害者又は戦傷病者手帳を所持する方で居宅において常時の介護を受けることにより、自立した生活ができる方。

世帯...身体障害者手帳(1級～4級) 精神障害者保健福祉手帳(1級・2級) 療育手帳(A・B1) 認定カードを所持する方及び同程度の障害者と条件を満たす親族(障害者、配偶者、60歳以上の方、60歳以上の方を含む夫婦)で、いずれも自立した生活が営める2名以上の世帯。

車いす常用者向特別設計住宅
身体障害者手帳(1級または2級)を所持する重度の障害者で、車いすを常用する方のある2名以上の世帯。

車いす常用者向ケア付住宅()
身体障害者手帳(1級または2級)を所持する重度の障害者で、車いすを常用する方と条件を満たす親族(障害者、配偶者、60歳以上の方、60歳以上の方を含む夫婦)で、いずれも自立した生活が営める2名以上の世帯。

お問い合わせ	大阪市健康福祉局 障害福祉企画担当 TEL 6208-8081 FAX 6202-6962
--------	--

母子住宅 配偶者のない女子とその子ども(扶養している20歳未満の児童が含まれること)のみで構成する世帯。

お問い合わせ	大阪市こども青少年局 こども家庭支援担当 TEL 6208-8035 FAX 6202-6963
--------	---

親子近居住宅 親世帯(60歳以上)と子世帯で、同一区内での生活を希望する方。
募集時期：平成21年11月5日(木)～11月12日(木)終了]

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7024 FAX 6882-7021
--------	--

その他、貸付・助成制度

高齢者住宅改修費助成制度
介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受ける方が属する世帯、及び、介護保険制度の要介護認定で非該当(自立)と認定された方が属する世帯で、生活支援・介護予防の観点から真に住宅改修が必要と認められる世帯の住宅改修費用の一部を助成します。所得制限があります。なお、必ず事前に申請が必要です。

重度心身障害者(児)住宅改修費給付事業
在宅の重度の身体・知的障害者の方が、日常生活上の障害の除去または軽減に直接効果のある改修工事を行うとき、工事費用の一部を給付します。所得制限があります(ただし、介護保険制度が適用される方は本制度の対象となりません)。なお、必ず事前に申請が必要です。

お問い合わせ	各区 保健福祉センター 福祉業務担当
--------	--------------------

マンション管理組合・振興町会等の方へ

分譲マンション建替検討費助成制度

マンションの建替えの検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助します。

お問い合わせ	大阪市都市整備局 住宅政策担当 TEL 6208-9224 FAX 6202-7064
--------	--

分譲マンションアドバイザー派遣(予約制)

マンションの建替えや計画的な修繕に必要な基礎知識についてのアドバイスをを行うため、管理組合の勉強会などの講師役として専門家を派遣します。

お問い合わせ	予約申し込み 大阪市立住まい情報センター TEL 6242-1177(相談専用)
--------	---

地域防犯カメラ設置費補助制度

マンションの管理組合や振興町会等が、道路などの公共的な場所を撮影する防犯カメラを設置する場合、設置費用の一部を補助します。防犯カメラの設置工事契約前に申請が必要です。平成21年度の申請受付は終了しました。

お問い合わせ	大阪市住まい公社 民間住宅課 TEL 6882-7039 FAX 6882-7011
--------	---

建替え、耐震診断・改修をしたい

民間老朽住宅建替支援事業 タテカエ・サポーターズ21

古いアパートや長屋など(木造等は築後20年以上、鉄筋コンクリート造は築後35年以上)を補助要件を満たす共同住宅や戸建て住宅に建替える場合、建設費の補助や融資のあっせんなどの支援を行います。

建替専門家相談(弁護士・建築士)各月1回 予約制

ハウジングアドバイザーの派遣(共同建替・協調建替)

建替建設費補助制度
共同住宅に建替える場合、既存建物解体費、設計費、空地等整備費などの一部を補助。特に優先的な取組みが必要な密集住宅市街地(以下、「優先地区」という)では、昭和55年以前の木造集合住宅を2戸以上の戸建住宅に建替える場合も除却費の一部を補助。

従前居住者家賃補助制度
補助を受けて建替える住宅の従前居住者に家賃の一部を補助。補助期間は、一般エリアにおいて一般世帯は3年以内、高齢者世帯等は5年以内。

賃貸住宅建設資金融資制度
補助を受けて賃貸共同住宅を建設する場合、建設資金の融資(25年間、ただし店舗等は10年間)のあっせんを行います。

老朽木造住宅緊急除却制度(優先地区のみ、平成22年度末まで)
優先地区内において、昭和25年以前の木造住宅を除却する場合に除却に要する費用の一部を補助(除却後の用途は問いません)。

木造戸建住宅耐震建替補助制度(優先地区のみ)
優先地区内において、昭和56年以前の木造戸建住宅や長屋で耐震改修工事が必要なものを、戸建住宅に建替える場合、工事に要する費用の一部を補助。

優先地区や、アクションエリアでは、補助要件の緩和、補助及び融資内容の優遇等があります。

大阪市耐震診断・改修補助事業

住宅の耐震診断や耐震改修にかかる費用の一部を補助します。また、大阪市耐震改修支援機構と連携し、木造住宅の耐震診断・改修事業者の紹介も行います。

らくらく耐震診断(耐震診断費補助)
1戸につき4万5千円を上限に費用の90%を補助。また、耐震診断・耐震設計・工事費の見積もりをセットにしたパッケージ耐震診断についても1戸につき22万5千円を上限に費用の90%を補助。(設計は別途棟あたり上限あり)

なっとく耐震改修(耐震改修費補助)
1戸につき100万円を上限に費用の50%を補助。1部屋あるいは1階だけを補強する改修なども対象。

お問い合わせ	大阪市住まい公社 耐震・密集市街地整備支援課 (大阪市立住まい情報センター4階 住情報プラザ内) TEL 6882-7053 FAX 6882-0877
--------	--

その他

大阪市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度

多数の市民に影響が及ぶと考えられる民間建築物において、露出した吹付けアスベストの含有調査や除去・封じ込め等の対策工事にかかる費用の一部を補助します(含有調査費に対する補助を全額とします)。なお、建物の除去・解体を前提とする場合には適用されません。(平成23年度までの時限制度)

平成22年度の補助の申込み受付は、平成22年4月1日以降の予定です。
利用には事前協議が必要です。お早めにご相談ください。

お問い合わせ	大阪市計画調整局 監察担当 TEL 6208-9318 FAX 6202-6960
--------	--

住宅転用コーディネーター登録制度

住宅転用に関する専門的な知識・経験を有する建築士事務所に登録していたいただき、住宅転用を検討しておられる方にその登録情報を提供します。

お問い合わせ	大阪市都市整備局 住宅政策担当 TEL 6208-9224 FAX 6202-7064
--------	--

防災力強化マンション認定制度

耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に役立つ設備・施設等を有し、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定します。

お問い合わせ	大阪市都市整備局 民間開発担当 TEL 6208-9648 FAX 6202-7064
--------	--

Message Board

あんじゅ メッセージボード

このページでは、「あんじゅ」や「住まい情報センター」に対するご意見や応援メッセージ、センターの活動やお知らせなど、さまざまな情報をお届けします。「あんじゅ」「住まい情報センター」へのご意見・ご要望、今後とりあげてほしいテーマ、開催してほしいイベントなどを、どしどしお寄せください。

大阪市立住まい情報センター10周年記念イベントを開催しました

『昭和の大阪写真展』

3日間で、約2,000人の皆さんにご来場いただきました。「自分の育った時代にタイムスリップしたよう」「昔のなつかしい服装など色々な思い出が込み上げてきました」「町並みの変遷に自分の年齢を重ねてすべて興味津津でした」「もっと長く開催してほしい」「また見に来たい」と、うれしいご感想をいただきました。

この声にお応えて、1月末日まで住まい情報センター4階住情報プラザで、一般の方からいただいた昭和の写真を展示します。見逃した方、もう一度見たい方、どうぞご来館下さい。



『クイズラリー』

16日間開催したクイズラリーに、589名のご応募をいただきました。23日に公開抽選の結果、当選されたご家族と記念撮影をしました。



『懐かしの映像を楽しむ』

昭和30年代の映像を鑑賞し、「自分の暮らしと年代が含まれて懐かしく思い出しました」「子どもが遊んでいる姿を見て、今よりも幸せだと思った」「貴重なフィルムでの懐かしい年代の生活、社会の動きなどがよくわかりました」というご感想をいただきました。



シンポジウム『次世代をばくむ、住まい・まちづくり』

現代の子どもたちをとりまく環境を考える基調講演のあと、NPO団体などが子どもと一緒に活動した事例報告を3テーマ行いました。来場者からは、「次世代のために自身の世代がどう取り組むことができるのかのヒントを得た」「団塊の世代と現若年層との考え方の違いが具体的によく分った」「具体的な事例が面白かった」「シンポジウムを通して具体的な活動を一緒にやりたい」といった感想がありました。当日のアンケートでいただいた感想や質問と、講演者からのコメントをホームページ「住まい・まちづくり・ネット」で公開する予定です。

シンポジウム『市民に役立つ住情報提供』

住まい情報センターを活用していただくためのヒントを話し合いました。来場者からは、「市民のみならず、消費者・業界の方にも役立つ施設。もっとマスコミにもPRを!」テーマ別で、各パネラーのアドバイスが参考になったので、これから心がけて自分の生活や生き方に活用します」「縦割り行政による諸問題解決の調整役をお願いしたい」といったご意見をいただきました。

「住まいの知恵袋」キャラクター入賞作品お披露目会

入賞作品の表彰式を行いました。写真右から、住まい情報センター所長 篠原薫、優秀賞 川村昌平さん、佳作 横田朱音さん、佳作 松本陽生さんです。



住まいのQ&A

Q 「競売物件」って何ですか?

A 不動産の競売(きやうばい)はいけいばいとは、住宅ローンが返済できないなどの理由で、銀行など債権者が申し立てて差し押さえた不動産を、裁判所が入札(にゅうさつ)などで売却し、債権者への返済に充てることです。競売される不動産物件は公告され、地方裁判所や新聞で知ることができます。最高裁判所事務総局が運営するサイト<http://bit.sikkou.jp/>でも、各地方裁判所の不動産競売物件について、競売後に引き継ぐ賃借権などがあるかどうかなどを記載した「物件明細書」や、土地の用途や建物の種類・構造、不動産の占有の現況などを記載した「現況調査報告書」、周辺の環境や評価額、不動産図面などを添付した「評価書」などをダウンロードできます。

これらの書類などを吟味し、現地や法務局などに赴き、確認した上で、売却基準額の2割に相当する保証金を納付して入札します。入札する人が複数いた場合は、最高額をつけた人に売却が許可されます。通知された期間までに代金を

振り込みか持参して支払いますが、銀行などのローンを利用できることもあります。この不動産競売物件を取得する人が増えてきたのは、一般の売買物件より安い価格で取得できるという大きな魅力があるから。ただし、基本的に建物の内部を見ることができないなど、一般の売買とは異なる注意点も少なくありません。代金を支払った後、所有権の移転登記などの手続きは裁判所がしてくれますが、不動産の引き渡しまでしてくれません。登記が完了し、自分の所有になった後でも、そこに住んでいる人がいけば退去の交渉を自分でしなくてはなりません。購入後にトラブルが生じた場合も自己責任になるというリスクがあります。

また、共有持ち分だけを買う、敷地に対して権利のない建物だけを買う、建物が建てられない土地を買う...などの場合は気をつけましょう。競売で安く手に入れても、共有者の承諾がなければ住めず、住宅を建てられないなどのケースもあるからです。入札に参加する時には競売物件の特徴をよく理解しておくことが肝心です。

(次回は、『雨水貯留タンク』って何?)

みんなの声

セミナーやイベントに参加された方の感想です

今回の講座は安価にあげるための自作のものづくりの工夫があつてとてもよかったです。販促講師でなく聴講生に工夫を促す講習会が大変よかったです。「クイズで学ぶ 住まいの工夫」受講者アンケートより)

大阪水上バスツアー、本当に楽しかったです。ガイドの方たちがとても心込めた解説されていた。大阪の橋や建物への深い愛情を感じました。(大阪・水上バスツアー 受講者アンケートより) 戦前から戦後にかけての庶民の住宅事情がよく解ってよかった。毎回ユニークなテーマで魅力ある内容でライブラリーボランティアの方達の共働の盛上げで良かったと思います(大阪の長屋探訪 受講者アンケートより)

住まいのライブラリーだより

住まい情報センターでは、住まい関連の書籍やビデオなどを揃えた「住まいのライブラリー」を設置、運営しています。このライブラリーでは、「住まいのライブラリーボランティア」として登録された方々が職員と協働して、企画図書やパネル展示、図書にちなんだ大阪市内のまち歩き等を企画し、実施するほか、ライブラリー内で図書の貸出し・返却の受付、図書の配架、来館者案内を行っています。

住まいのライブラリーボランティアを募集します。

満20歳以上で活動にかかる研修を受講できる方で、1~2週間に1回程度の活動が可能の方。ただし活動に関する報酬や交通費等はありません。5月9日の説明会を受講後、研修会に参加された方から希望者をボランティアに登録します。ご希望の方は、住まい情報センターライブラリー担当へお問合せ下さい。



「大阪市マンション管理支援機構」だより

セミナーのビデオが視聴できます!

これまでに行った支援機構のセミナー「管理会社とのつきあい方」「大規模修繕工事と長期修繕計画、修繕積立金について」などのビデオが住まい情報センターの情報端末でご覧いただけます。セミナーで配布した資料もお渡しします。

お問い合わせ先 大阪市マンション管理支援機構事務局
TEL 06-4801-8232(住まい情報センター内)
<http://www.osakacity-mansion.jp/>

「大阪市耐震改修支援機構」だより

耐震事業者を紹介します!

大阪市内にある木造在来構法の住宅を所有される方に、耐震診断や耐震改修設計、耐震改修工事を依頼することのできる「耐震事業者」を紹介いたします。また、住まいの耐震をテーマとした出前講座も行います。

お問い合わせ先 大阪市耐震改修支援機構事務局
TEL: 06-6882-7033(住まい情報センター内)
<http://osakacity-taishin.jp/>

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。

どなたでもお気軽にご利用ください!

宅建協会 不動産 無料相談

<相談日> 毎月第1・3月曜日 ※祝日除く
開催日は☎06-4801-8250までお問い合わせください。

<時間> 10:00~12:00
13:00~16:00

<場所> 大阪市立住まい情報センター4階
宅建協会ブース内
大阪市北区天神橋6-4-20

<電話番号> ☎06-4801-8250

<相談方法> 来訪のみ

(社)大阪府宅地建物取引業協会
<http://www.osaka-takken.or.jp/index.html>